

令和3年8月5日

第33回 国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部  
大臣指示

- 本日開催された政府の「新型コロナウイルス感染症対策本部」において、デルタ株への置き換わりが進み、全国の多くの地域で感染が急速に拡大していることを踏まえ、まん延防止等重点措置を実施すべき区域に福島県、茨城県、栃木県、群馬県、静岡県、愛知県、滋賀県及び熊本県を追加し、その実施期間を8月8日から8月31日までとすることが決定されました。
- 夏休みも本格化し、これからお盆の時期を迎えることから、引き続き、不要不急の外出や、移動の自粛等を求めるとともに、感染防止等の徹底に取り組む必要があります。  
そのため、私からは、7月30日付けで指示した各種の取組について、改めてその実施を徹底し、感染拡大の防止に万全を期すことを再度指示いたします。
- 引き続き、職員一人一人が、国家公務員としての高い自覚と緊張感をもって業務に励むとともに、テレワークの活用等による出勤回避の徹底など感染予防対策や体調管理をより一層徹底してください。
- 国民の生命と暮らしを守るためには、速やかに感染収束を図らなければいけないと考えております。改めて、省としてそのような思いを1つにし、しっかりと対応していきたいと思っております。
- 私からは以上です。